

議長 長 次に、質問順位3番 2番議員 栗本詠子君

議長 長 栗本詠子君

栗本議員 それでは通告に従いまして一般質問をさせていただきます。

今年10月に町づくり懇談会で、ある女性からこのような質問を頂きました。「乳がん検診だけなぜ町内で出来ないのでしょうか。病院がないからでしょうか。」そしてこのような事も、おっしゃっていました。「町内だと行こうと思うが、町外だと腰が重くなる。」実際に私も同じ様な事を思った事がありました。和木町のがん検診には、契約医療機関で検査をする個別検診と、事前申し込みをして保健センターで実施する集団検診があり、個別検診は乳がん検診のみで、その他のがん検診は集団検診を実施しております。そして、個別検診である乳がん検診の委託医療機関は町外にしかありません。

そこで、平成30年度の妊婦を除く子宮頸がん検診と、乳がん検診の受診率を比べてみました。

子宮頸がん検診は対象者1356名、受診者513名、受診率は37.8%で、乳がん検診は対象者1100名、受診者250名、受診率は22.7%で、受診率が約15%差がありました。

私や実際に女性の町民の声で「町外だと行くのが大変」、「他のがん検診は集団検診で出来るから受診しやすい」これが少なからず受診率に差が出ている原因だと考えております。では本町は受診率に差がある原因をどう分析しておられますか。伺いたいと思います。

議長 長 森本保健福祉課長

森本保健福祉課長 がん検診の受診率でございますが、山口県が対象者数の算出方法を標準化し、公表している直近のデータでございますが、平成28年度のもので、すべてのがん検診で、本町は、県内1位となっております。中でも子宮頸がん検診は本町のがん検診の中で、受診率が最も高い状況でございます。その要因として

は、妊婦健診の項目にもなっており、20歳から受けられるので、女性の間で受診に対する意識づけが浸透していると、またがん検診より短時間で終了し簡便さなどが考えられます。

乳がん検診の受診率は、国や県に比べて高い状況でございますが、議員にご指摘いただきましたとおり、子宮頸がん検診に比べ、低い状況です。同じく胃がん検診も本町の中では受診率が低いのですが、受診についてご相談を受ける中で共通するのは、「他の検診に比べ時間がかかるので面倒である」、あるいは胃がん検診なら「バリウムを飲みたくない」、乳がん検診では「検査が痛いのではないか」等、検査の手法そのものへの抵抗感があるのではないかと考えております。

議長 栗本詠子君

栗本議員 今のご説明大変よくわかります。受診率に対しては、国勢調査、5年間のもとにいろいろと出ておりますので、平成30年度ではないと山口県でもしっかりした受診率が出てこないのは承知しております。しかしながら厚生労働省の「がん対策推進基本計画」では、がん検診の受診率を50%以上が目標とされております。また、乳がん検診の受診向上、そして、住民の負担を軽減するために、乳がん検診車を導入している自治体が増えております。山口県だと防府市等で10年前より導入しております。では和木町でも乳がん検診車を導入していただけたらどうかと思いますが、伺いたいと思います。

議長 森本保健福祉課長

森本保健福祉課長 平成16年、国において乳がん検診の検査項目をマンモグラフィとし、受診頻度を2年に1回とする指針が出されました。その当時、乳がん検診車についても本町で検討いたしました。健診委託事業者から1時間に12人～15人程度との見積もりがあったため、子宮がん検診との同日実施するには、受入れ人数に大きな開きがございました。総合健診との同時実施

は、駐車場の確保が困難なことや、マンモグラフィーは医学的撮影なので、当日医師を配置する必要があり、医師が常駐していない保健相談センターでは、乳がん検診車単独の検診は実施できませんでした。

以上のような運営上の課題を解決できなかったため、現在は、個人の体調に合わせた日時での受診が可能になることを考慮し、岩国・大竹市内の医療機関に委託する個別方式で実施しております。現在、保健相談センターでは臨時の専門職不足という問題を抱えており、検診の運営自体厳しい状況にございますので、乳がん検診の運営につきましては、当分の間現状の個別方式で行いたいと考えておりますので理解をいただきたいと思っております。今後も検診の大切さを周知し、より多くの方に乳がん検診を受けていただけるよう努めてまいりたいと考えております。ご提案いただきました乳がん検診車の導入については、総合健診の申込みから運営方法、相談センターのその他の事業とのスケジュール調整、健診に必要な人員や予算の確保等、今後調査・研究検討とさせていただきたいと考えております。

議長 栗本詠子君

栗本議員 ただ今のお答えよく分かりましたが、和木町では10年前に一度検討をしたと聞いております。それからあまり検討はしてないのではないかと考えております。人数に関しては、その時の人数はそちらの方でご用意いただければよろしいのではないかと思います。日程については、今町外の方で検診をしても1日受診をして、その10日前後で結果を聞きに行き、それから保健センターにその紙を出すというように、日程も同じように女性にとってはとられますので、その辺でお考えをいただければと思います。国立研究がんセンターの情報サービスによると、生涯に乳がんを患う日本人女性は、11人に1人と言われております。また、女性の30歳～64歳の死亡原因1位であります、とても身近な病気でございます。そして、私が

調べたところ、現在本町の乳がん検診では、1人当たり約8,000円の予算がついております。乳がん検診車を導入すると1方向あたり1人あたり約3,400円、2方向マンモでとりますと5,400円で実施することが出来るようです。本町の予算内でも実施出来るのではないかと考えております。

早期発見、早期治療のために町民の負担が少なくなるよう是非本町にも乳がん検診車を導入してもらおうよう検討して頂きたいと思っております。

では次の質問に入りさせていただきます。河川の氾濫防止策について質問させていただきます。

今年の7月10日にテレビNHKクローズアップ現代の「豪雨被害を拡大 あなたの町のダムは安全か」という番組で、放流量に規制がある愛媛県西予市の野村ダムについての特集があり、豪雨により5名方の犠牲者が出ました。また、その野村ダムでは、放流量に規制がある事が指摘されておりました。

ダムの事前放流とは、ダムに溜まっている水を事前に減らして容量を確保し、その後大雨が降っても、より多くの雨をダムにせき止めるようにするものです。しかし、野村ダムでは、制約があり、放流量がうまく調節出来ず、早い段階で水位が上昇した為、緊急放流で大量の水を一気に流し、河川が急激に氾濫、そして、町民の避難の時間が少なく、被害の拡大に繋がりました。放流量に規制があると、本来の治水能力を発揮する事が出来ず、豪雨の際、緊急放流により氾濫する可能性が高いと専門家もおっしゃっておりました。また、国が管理するダムの内「放流量に制約があるダム」が全国で17か所あります。その中に「弥栄ダム」が名前が入っておりました。

私は、和木町が今後、豪雨の際に小瀬川が氾濫しないのか非常に不安に感じました。

そこで質問致します。弥栄ダムが放流量に規制があるダムとして紹介されておりましたが、どのような内容、また、どのような規制があるのでしょうか。和木町で把握している内容を教えてください。

議 長

田中企画総務課長

田中企画
総務課長

まず弥栄ダムについてですけど、弥栄ダムは大竹市と岩国市に跨る一級河川小瀬川に建設されたダムで、平成3年に竣工されています。

堤高（ていこう ダムの高さ）が120m、総貯水量1億1200m³、中国地方最大の重力式コンクリートダムで、小瀬川の治水、流水の正常な機能の維持および周辺地域への利水、すなわち水道用水、工業用水そして発電などを目的とした特定多目的ダムです。弥栄ダム設置の目的の1つが小瀬川下流域の洪水調整となっていますが、ダム完成前には時折発生していた河川の越水などはほとんど見られなくなり、その機能がいかんなく発揮されていると評価しているところでございます。

弥栄ダムの放流量制約の内容についてのご質問ですが、弥栄ダム下流域は面積が狭い狭隘部であることに加え、河川的面積河積が不足していることや樹木が繁茂しているため、計画高水量に対して水量の流下能力が不足している箇所があります。上流域では小川津、乙瀬橋付近があり、それより下流の両国橋付近は特に狭隘なため、計画高水量毎秒1000m³に対して、現状の流下能力は約55%程度と聞いております。

一方、弥栄ダムは豪雨等によりダムへの流入量が毎秒300m³を超えた場合は「洪水」と捉え防災操作（洪水調整）に移行し、ダム操作規則による本来的な操作、本則操作では、流入量に応じて放流量を300～600m³/sとして、それを超える流入量はダム内に貯留、貯めておくこととなります。

しかしながら、先ほど申したとおり、下流域の流下能力が55%と十分ではないため、300m³/sを超えて放流した場合、小川津等の地域で浸水の恐れがあることから、現在では、特別防災操作として放流量300m³/sを上限として、それを超える流入量はダム内に貯留する操作をされておられます。この300m³/sまでとする特別防災操作が放流量の規制内容ということになります。

このような要因があることから、和木町といたしましても和

木町が加入しております小瀬川総合整備促進協議会から国土交通省など国に対して、安全確保のための恒久的な堤防改修による小瀬川河口部の安全性の向上とともに、小川津地区など未改修箇所早期解消などについて毎年要望活動を行っているところでございます。

なお、平成17年の台風19号の際には、特別防災操作から本則操作に移行し、最大毎秒398m³を放流した事例があるというふうに聞いております。

弥栄ダムからは毎年、所長さんが町長に対し、運用状況などについて報告を受けており、また、頻繁に会合が持たれまして、町の担当者と弥栄ダムの担当者、協議、情報交換等をしているところでございます。

議長 栗本詠子君

栗本議員 今までの豪雨では、弥栄ダムの治水が有効に機能し、本町では小瀬川の氾濫が起きていません。しかしながら、近年異常気象が常態化する中、このまま運用で本当に守り切れるのか、不安に感じている町民もいらっしゃいます。そこで質問致します。水利権者の本町は、事前放流には事前通告があります。そこで弥栄ダムは、近年事前放流を実施したのでしょうか。もし、事前放流をした場合は事例を、していない場合は、その理由について教えていただきたいと思っております。

議長 田中企画総務課長

田中企画総務課長 まず、事前放流についてご説明させていただきます。事前放流とは、近年の異常気象に対応する緊急措置として実施されることとなったもので、ダムの計画規模を超える洪水の発生が予想される場合、あるいは洪水による災害が発生する恐れがある場合に行うことができるものです。

ダムの中で貯水している水量は、洪水調整容量と利水容量に分けられます。事前放流は、大雨により洪水の発生が予想され

る際に、事前に水道用水、工業用水、あるいは発電などに使うための利水容量を事前に放流して、あらかじめ水位を低下させておこうとするものです。

弥栄ダムの場合は、貯水の位置が95.9mを超えていること、流域内の累積雨量とその後の予測雨量が251mmを超えていることなどが条件となります。また、利水を事前放流することにより住民生活や経済活動に影響を及ぼす可能性があるため、関係者に通知しておく必要があるというふうに聞いております。弥栄ダムにおいては、事前放流実施要領を本年の6月1日から施行されており、6月以降本日まで実施する条件とはなっておりませんので、弥栄ダムにおける事前放流の実績はこれまでないということでございます。

なお、6月の事前放流実施要領施行前に弥栄ダム管理所長から町長がこの制度開始についての説明も受けているということでございます。

議長 栗本詠子君

栗本議員 大変、ご説明ありがとうございます。国の方針ではダムの事前放流を3割までとなっていますが、これからは見直して3割以上を事前放流するという国の方針もなっていております。その辺もよくわかりました。

とあるニュースで、今年の台風19号の千曲川氾濫の原因について、堤防の決壊ばかりが注目されていますが、通常の河川の川底が高くなっている為だと説明もありました。

そこで質問致します。瀬田川に関しては、平成26年2月18日付で250名の署名を集め、山口県へ浚渫促進の請願書を提出したのは把握しておりますが、小瀬川と関ヶ浜川、瀬田川の浚渫工事を最後にいつしたのでしょうか。また、今後の予定はございますか。本町で把握している内容を教えてください。

議長 村岡都市建設課長

村岡都市
建設課長

まず、小瀬川についてでございますけれども、河川管理者は国土交通省でございます。国土交通省太田川河川事務所によりますと浚渫は「平成22年度に中市堰下流付近の掘削工事を実施しており、その中で若干の浚渫も行っている。」とのことでございます。小瀬川の方の今後の予定についてでございますが、「現時点で小瀬川下流部において浚渫工事の計画はございませんが、河川内の堆積土砂については定期的に調査を行い、河川内の状況の把握に努めており、土砂が著しく堆積している場合があれば、流下断面の確保や河川管理施設への影響が生じないように、堆積土砂の撤去を実施して行きます。」との回答がございました。この河川の専門用語があり、もう少し具体的に申し上げますと、先程から出ております流下能力ですが、川に水を流す事ができる洪水の規模の事を流下能力と言うそうです。例えば弥栄ダムが洪水調整等で最大放流をする際に、河川自体の流下能力で判断いたします。この判断の中の1つに、その水を流す川の断面が確保されているかという事を先程申し上げました流下断面の確保と表現するそうです。

小瀬川における和木町の範囲内においては、この流下断面は十分に確保されているため、現時点では小瀬川下流部の浚渫は必要ないと判断されているようでございます。

続きまして、関ヶ浜川、瀬田川の浚渫工事につきましては、山口県の所管でございますので、山口県岩国土木建築事務所によりますと、「浚渫工事の平成26年の豪雨災害以降の実績では、平成27年度と平成30年度に河川内の堆積土砂の撤去を実施しています。」とのことでございます。また、今後の予定につきましては、「県管理河川の浚渫については、治水上緊急性の高いところから実施しております。瀬田川につきましては、浚渫工事ではございませんが、治水対策として流下断面の確保のため、河口部の護岸改修工事を実施中です。関ヶ浜と瀬田川の両河川においては、河床洗掘、先程も言った土砂が堆積するのは逆の現象で川底があらわれてどんどん洗掘される状況のことですが、その著しい箇所の河床整備工事を実施する予定としている。」との事でございます。以上です。

議長 栗本詠子君

栗本議員 ありがとうございます。

最近の行政やマスコミで取り上げられるのが、災害が起きてから命を守る、防災訓練などの事後対応に集中しがちですが、本来は災害が起こる前に予防する、堤防や浚渫などを、公共事業で行う事も重要であると考えております。また、今年11月27日の中国新聞の紙面では、政府は洪水を減らす為に、大雨に備えてダム水位を下げ、ダムの事前放流を増やす方針を固め、来年6月ごろに運用開始を目指すと記載がありました。

さらに、放流するのに十分な排水口がないダムの施設改修工事や、水の供給機能が低下し、事業者などに損害が生じた場合の補修制度も検討するそうです。弥栄ダムや小瀬川が国の管轄であるのは十分に承知しておりますが、災害が起きて被害を受けるのは本町になるかもしれません。災害が起こる前に安全な町になる様に、まち、町一体となり、国や県に積極的に働きかけて頂きたいと思うのが重要だと思います。

ではこれで一般質問を終わらせていただきます。

議長 再質問ございませんか。

議長 再質問がないようですので、栗本詠子君の一般質問を終わります。

議長 以上で、栗本詠子君の一般質問を終わります。

議長 ここで暫時休憩をいたします。

休憩 9時 51分

再開 10時 5分